

1 開催日時 平成31年3月26日（火曜日）
開会 午後3時30分 閉会 午後4時15分

2 開催場所 備前市市民センター 4階 第1会議室

3 会議区分 定例会

4 出席委員

議席番号	職名	氏名	出欠
1	委員	高橋 千亜紀	出
2	委員	更谷 暢久	出
3	委員	松本 友見	出
4	委員	永島 英夫	出

5 出席者

職名	氏名	出欠
教育長	奥田 泰彦	出
教育部長	川口 貴大	出
文化振興課長	田原 義大	出
教育振興課長	大岩 伸喜	出
学校教育課長	朝倉 健	出
幼児教育課長	波多野靖成	出
社会教育課長	横山 裕昭	出

6 付議事件 議案等付議事項のとおり

7 会議状況 議事録のとおり
傍聴人 なし 非公開 あり

8 署名委員 1番 高橋 千亜紀

9 書記 教育振興課総務計画係長 行正 英仁
教育振興課総務計画係主査 杉山 麻里

10 その他 次回開催日時・場所
日時 平成31年4月23日（火曜日）午後1時30分 開会
場所 備前市市民センター 4階会議室

議 案 等 付 議 事 項

区 分	案 件 名	
議案第8号	備前市学校管理規則の一部を改正する規則の制定について	承 認
議案第9号	備前市立備前焼ミュージアム設置条例施行規則の一部改正について	承 認
議案第10号	備前市地区公民館館長の任用について	承 認
議案第11号	備前市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について	承 認
議案第12号	備前市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について	承 認
報告第1号	備前市埋蔵文化財管理センター専門研究員の委嘱について	
報告第2号	備前市運動部活動の在り方に関する方針について	

午後3時30分 開会

教育長 委員の皆様には、平成31年3月教育委員会議定例会にご出席いただきありがとうございます。それでは本年度、最後の定例会を開催いたします。ただ今の委員の出席は、全員であります。定足数に達しておりますので、平成31年2月備前市教育委員会議定例会を開会いたします。

議事に入る前に、2月定例会以降の教育行政の概要、政務について報告いたします。

2月14日、中学生によるまちづくりに関する提言「中学生からのメッセージ」を日生中、伊里中の代表生徒から受け取り、市長とともに備前市の将来等について懇談いたしました。

2月17日、吉永B&G海洋センターで近隣市町親善少年剣道大会を開催し、出席いたしました。近隣各地から33もの団体が参加する歴史ある大会で、選手は大勢の皆さんの声援を受け、熱戦を繰り広げていました。

2月19日、定例校長会を開催し、主に、人事異動関連の日程や事務、講師の採用等について説明し、協議いたしました。

2月25日、暮らしカレッジ協議会を開催し、出席いたしました。3年間の事業のまとめの会でしたが、受講された方のその後の様子等の報告があり、興味深く聞くことができました。

2月26日、2月議会定例会が開会しました。今回の一般質問では、施政方針からの質問が多く、前回の中学校統廃合にかかわる質問は激減しました。質問では、待機児童対策が論点の中心となりました。6ページから23ページに概要を載せていますので、ご覧いただきたいと思えます。

2月27日、こども備前焼作品展及び文学賞の実行委員会を開催し、出席いたしました。いずれも今年度の事業の総括をし、出された課題をもとに、来年度に向けてどう改善していくかが話し合われました。

3月1日、備前緑陽高校を皮切りに卒業式に出席いたしました。委員の皆様にもお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。どの卒業式も学業をやり終えた満足感が感じられる、感動的な卒業式が多かったように思います。3月4日、片上高校。3月12日、三石中学校。3月15日、東鶴山幼稚園。3月19日、殿土井保育園。3月20日、片上小学校の卒業式に出席いたしました。

3月2日、三石こども園で、中学校統廃合意見交換会を行いました。保護者の意見として多

かったのは、通学の安全や方法、部活動、地域の行事等についての意見が出されました。

3月6日、三石小学校PTA役員との中学校統廃合意見交換会を行いました。通学路の安全確保に関する意見が多く、JRよりもスクールバスを出してほしいという要望が多く聞かれました。

3月9日、備前♡日生大橋マラソンを開催し、参加いたしました。絶好のコンディションのもと、1,000名を超える選手が風光明媚なコースを気持ちよさそうに走っている姿が印象的でした。教育委員会からは川口部長が代表して参加され、完走しております。

3月16日、楷の木賞の表彰式に参加いたしました。地域の活性化やスポーツ活動に積極的に取り組む個人や団体を称える賞で、今年度から始めたものです。大賞には、熊沢蕃山顕彰保存会が選ばれました。蕃山の功績を後世に伝えようと、熱心に顕彰活動続けていることが評価されたものです。

以上で報告を終わります。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、1番の「前回定例会会議録の承認」ですが、平成31年2月定例会の会議録について、委員の皆さんでお気づきの点はございませんか。

委員 (発言なし)

教育長 ないようですので、平成31年2月定例会の会議録については承認することとします。

次に、2番の教育長報告のうち「生徒指導経過」等に関する部分は、会議規則第15条第4号の規定に基づき、公開することにより個人の権利利害を害するおそれのある事項として、また、4番 議案等付議事項のうち、議案第10号 備前市地区公民館館長の任用については、会議規則第15条第1号の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案の原案に該当するものとして、非公開とするよう発議します。

また、申し合わせにより、議案第10号 備前市地区公民館館長の任用については、「生徒指導経過」等に関する部分に引き続き、審議いたします。

このことに賛成の委員は挙手願います。

委員 (全員挙手)

教育長 全会一致により非公開と決定しました。

それでは、学校及び園の現状報告をいたします。

非公開該当部分の報告になりますので、非公開とします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【 非公開審議 】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

次に、3番 会議録の署名委員の決定ですが、本日は1番の高橋委員にお願いいたします。

次に、4番 議案等付議事項について審議を行います。

まず、議案第8号 備前市学校管理規則の一部を改正する規則の制定について 事務局から説明願います。

学校教育課長 24ページをご覧ください。備前市学校管理規則の一部を改正する規則について、拠点となる学校に共同学校事務室を設置したいので、備前市教育委員会事務委任規則第2条第10号の規定により提案するものです。

平成29年4月1日に学校教育法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、事務職員の職務内容が改められたほか、事務を共同処理するための組織として、共同学校事務室が制度化されました。

現在、備前市を含む岡山県内の全ての地域で学校事務の共同実施を行っておりますが、岡山県では、その共同実施の取り組みをもって、このたびの法改正で制度化された共同学校事務室に対応することとしております。

従って、事務長が在籍する学校に共同学校事務室を置き、法律では室長という名称についても、岡山県では事務長という名称で対応することとなります。

岡山県教育委員会では、すでに学校事務の共同実施に関する指針等の改訂を行っており、来年度以降、岡山県における学校事務の共同実施は、共同学校事務室に準じて行われることから、このたびの管理規則等の改正が必要となります。

32・33ページに今説明いたしました内容についての資料を載せております。

また、学校管理規則の改正に伴い、備前市学校事務共同実施要綱についても、27ページのとおり改めることとしております。

なお、共同実施を行うにあたっては、東備地域の市町とも連携を図りながら取り組んでいることから、このたびの改正案の学校管理規則については県、要綱については、瀬戸内市、赤磐市等とも情報共有のうえ、行っておりますことを申し添えます。

教育長 議案第8号の説明が終わりました。何か質問はありませんか。

委員 共同実施が始まってだいぶになりますが、実施することによって事務職が外出して学校に不在の時間が非常に多かったのです、そういう不都合な声は現在ありませんか。

学校教育課長 担当になって初めのうちは学校を空けるというマイナスの意見が多かったの

も事実です。しかし、共同実施を行うことにより学事訪問等でまわるなかで、書類の精度とか、学校や先生にとってプラスの面を言われるようになってきています。先生方にとって、外へ出るということで手薄になるということもありますが、今はプラスの要素の方がクローズアップされている状況です。様々なところで、学校の働き方改革等で事務職員に対する負担増が求められており、この改正によって事務職員の業務の整理ができて、より良い方向で運営ができればと思っています。

教育長 よろしいか。ほかにありませんか。

委員 (発言なし)

教育長 ないようですので、議案第8号を承認してよろしいか。

委員 異議なし。

教育長 異議がないようですので、議案第8号については承認することといたします。

以上で、議案第8号の審議を終わります。

次に、議案第9号 備前市立備前焼ミュージアム設置条例施行規則の一部改正について 事務局から説明願います。

文化振興課長 34ページをお開きください。議案第9号備前市立備前焼ミュージアム設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定したいので、備前市教育委員会の意見を求めるものでございます。提案理由として、備前市立備前焼ミュージアム設置条例施行規則の様式について、現行の使用にあわせて変更したいので、備前市教育委員会事務委任規則第2条第10号の規定により提案するものでございます。

議案書35ページから40ページの様式で、変更部分を赤で記載しております。特に今回、備前焼ミュージアムの4階部分をギャラリーとして貸し出すということで、減免申請書等の様式の変更となっております。よろしくお願います。

教育長 議案第9号の説明が終わりました。何か質問はありませんか。

委員 (発言なし)

教育長 ないようですので、議案第9号を承認してよろしいか。

委員 異議なし。

教育長 異議がないようですので、議案第9号については承認することといたします。

以上で、議案第9号の審議を終わります。

次に、議案第11号 備前市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について 事務局から説明願います。

教育振興課長 議案第11号 備前市就学援助規則の一部を改正する規則の制定についてですが、新旧対照表の46ページをお開きください。改正点は、東日本大震災、熊本地震に伴う備前市立の学校への就学を許可された市外に居住する児童生徒の保護者に対する就学援助の適用期限を1年間延長するものです。また、新たに平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震で被災した児童生徒の保護者に対する就学援助を加えるものです。新元号に切り替わる前の4月30日となっていますが、5月1日からの切り替わり後は、改めて改正する予定としております。本市には、今現在、該当者はございません。

以上でございます。

教育長 議案第11号の説明が終わりました。何か質問はありませんか。

委員 (発言なし)

教育長 ないようですので、議案第11号を承認してよろしいか。

委員 異議なし。

教育長 異議がないようですので、議案第11号については承認することといたします。

以上で、議案第11号の審議を終わります。

次に、議案第12号 備前市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について事務局から説明願います。

教育振興課長 議案第12号 備前市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定についてですが、新旧対照表の52ページから53ページをお開きください。主な改正点は、上半期、下半期の2回に分けて補助金を支給していましたが、学校長に委任する事務の負担を軽減するため、補助金支給を年度末の1回のみにするよう規定を整備するものです。

以上でございます。

教育長 議案第12号の説明が終わりました。何か質問はありませんか。

委員 (発言なし)

教育長 ないようですので、議案第12号を承認してよろしいか。

委員 異議なし。

教育長 異議がないようですので、議案第12号については承認することといたします。

以上で、議案第12号の審議を終わります。

次に、報告第1号 備前市埋蔵文化財管理センター専門研究員の委嘱について 事務局から説明願います。

文化振興課長 報告第1号 備前市埋蔵文化財管理センター設置条例第6条の規定に基づき、標

記のとおり専門研究員を次のとおり委嘱したので報告します。専門研究員の名前は、石川圭子、赤井夕希子、2名です。よろしくお願いします。

教育長 委員の皆さんで何か質問はありませんか。

委員 (発言なし)

教育長 次に、報告第2号 備前市運動部活動の在り方に関する方針について、事務局から説明願います。

学校教育課長 63ページをご覧ください。

平成 30 年 3 月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、平成 30 年 9 月に岡山県教育委員会から「岡山県運動部活動の在り方に関する方針」が示されました。このたび、備前市教育委員会として、運動部活動の在り方に関する方針を策定しましたので報告させていただきます。この方針の策定は、ガイドラインでも示されており、このたびの教育委員会での方針策定を受けて、今後は学校でも「学校の運動部活動に係る活動方針」や活動計画等を策定し、ホームページ等で公表することとなっております。

市の方針策定の基本的な考え方は、66 ページの策定の趣旨等において書かれておりです。上から 3 つめの段落の生徒のバランスのとれた生活や健やかな成長に支障をきたすことへの懸念と教員の多忙化。次の段落の生徒の生涯にわたっての豊かなスポーツライフの実現。趣旨等の下から 4 行目の学校における運動部活動の内容や指導の在り方の検討や見直しを行い、適切で効果的な指導が行われることも目的としております。なお、最後の行にもありますように、この基本的な考え方は文化部にも準用されます。

策定にあたっては、中学校の校長先生方とも複数回協議し、意見をいただいた上で策定しており、教職員の働き方改革や中学校の部活動を取り巻く現状だけでなく、市内の学校規模の実情にもあったものとなっております。

主な内容について、68 ページの中程に部活動の設置について。70 ページに休養日の設定について。3 つ目の 1 日の活動時間については校長先生とも特に表現について協議したところです。また、70 ページのスポーツ環境の整備の中の合同部活動については、市内の中学校で、小規模化に伴う部活動数の見直しを行っている現状を踏まえた表現となっております。働き方改革と部活動のあり方という中で、市の基本的な方針を示せたらという意図で作成したものであります。

教育長 委員の皆さんで何か質問はありませんか。

委員 (発言なし)

教育長 合同部活動についてですが、実際合同部活動をして試合に出ている学校もありますが、合同部活動の平素の練習は各学校で行い、土日は合同練習して試合に臨むというスタイルが多いのでしょうか。

学校教育課長 基本的には教育長のいわれるとおりですが、県や国は「合同部活動を推進する」という表現を使っていますが、市の実情とそぐわないところもあるので、市の方針はこういった表現にしています。

教育長 積極的には薦められないということですね。

学校教育課長 学校も今取り組んでいる状況から考えて、部活動の数、教員数などとの考え方の不整合なことも出てくるので、推進という言葉ではなく、現状を踏まえた表現にしています。

教育長 ほかにありませんか。

委員 今回この規定ができましたが、今までも中体連から部活動について決められていたものが、なかなか守れず脱することも多かったので、できるだけ遵守するよう教育委員会も点検をお願いします。また、朝の部活動についてはありませんでしたか。朝の部活動は禁止されていましたが。

学校教育課長 朝の部活動は、活動時間のところで、具体的には大きい規模の学校、特に体育館で行う部活動が難しい実情があります。「禁止する」とここには書いていませんが、校長先生の間では、朝の部活動は縮小して行って、まとまった時間を大切にするという共通認識を持っています。

委員 生徒や教職員の負担になるので、できるだけ縮小する方向で検討してほしいと思います。

教育長 部活動については、議員の関心も高まっていますし、スポーツクラブとの関係も取りざたされていますので、今後関心をもっていきたいと思います。

次に、5番 次回の教育委員会会議の決定ですが、事務局案を説明願います。

教育振興課長 4月の定例会につきましては、4月23日火曜日、午後1時30分から市民センターで開催することを提案いたします。

また、5月定例会につきましては、5月28日火曜日、午後1時30分から市民センターで開催することを提案いたします。

教育長 それでは、次回定例会は4月23日火曜日ということで、いかがでしょうか。

委員 4月行事予定の23日の定例会の時刻が15：30となっています。13：30ではないでしょう

か。

教育長 そうですね。正しくは13：30です。訂正をお願いします。

委員 異議なし。

教育長 それでは、次回教育委員会会議 定例会は4月23日火曜日、午後1時30分から市民センターで開催いたします。

また、5月定例会は5月28日火曜日の予定とし、会場は市民センターで行いたいと思います。

次に、4月行事予定及び共催後援が事務局より提出されています。

委員の皆さんで何か質問はありませんか。

委員 なし。

教育長 それでは、平成31年度入園式出席者一覧の資料が出ています。

幼児教育課長 76ページをご覧ください。平成31年度入園式出席者一覧です。

幼稚園・こども園では、伊部認定こども園、東鶴山認定こども園が開園します。4月12日金曜日、10：00から入園式を行います。保育園は3園になります。4月9日火曜日、9：00からです。

市長と教育長には、開園の伊部認定こども園、東鶴山認定こども園に出席していただきます。

高橋委員さんには、保育園に出席していただきます。よろしくをお願いします。

教育長 それでは、小中学校の入学式について説明をお願いします。

学校教育課長 お手元の資料をご覧ください。案内とあいさつ文は、教職員の転退任式でお渡しします。不都合があれば申し出てください。また、市長部局職員の割り振りも間に合いましたら、転退任式、着任式でお渡しします。

委員 こども園の入園式の服装をお聞きします。また、こども園の入園児の年齢は何歳ですか。

教育長 服装は、礼服でなく平服をお願いします。

幼児教育課長 まず、伊部認定こども園、東鶴山認定こども園は開園なので、0歳から5歳児まで全員が入園児です。他のこども園は、在園者以外の0歳から5歳児が入園児です。

教育長 金重陶陽展について、説明願います。

文化振興課長 パンフレットをご覧ください。3月15日から6月23日まで、備前焼ミュージアムで金重陶陽の寄付をいただいた作品、36点を展示しております。ギャラリートークでは作品に触れる催しもあります。ぜひご来場ください。

教育長 その他で事務局からなにかありますか。

教育振興課長 通勤用自家用車等の市施設への駐車料金の徴収について、報告いたします。

かねてより職員の市の施設への駐車料金の徴収について市側と組合とが協議を重ねてきましたが、この度、組合との協議がまとまり、この4月1日より、教育委員会所管の施設でも、例えば、小中学校、共同調理場、市営バス管理事務所、公民館関係、こども園関係、文化財関係の施設約50箇所に通勤用車両等を駐車する、月10日以上勤務する、市費負担の職員に対しまして自動車で月額1,000円、自動二輪車で500円、原付で200円の駐車料金を徴収することになりましたことをお知らせいたします。

以上でございます。

教育長 県費の職員は対象外ですね。

教育振興課長 そうです。

教育長 ほかに事務局からありますか。また、委員の皆様で何かありますか。ないようですので、それでは以上で、3月教育委員会会議定例会を閉会します。

午後 4 時 15 分 閉会